

水先制度について

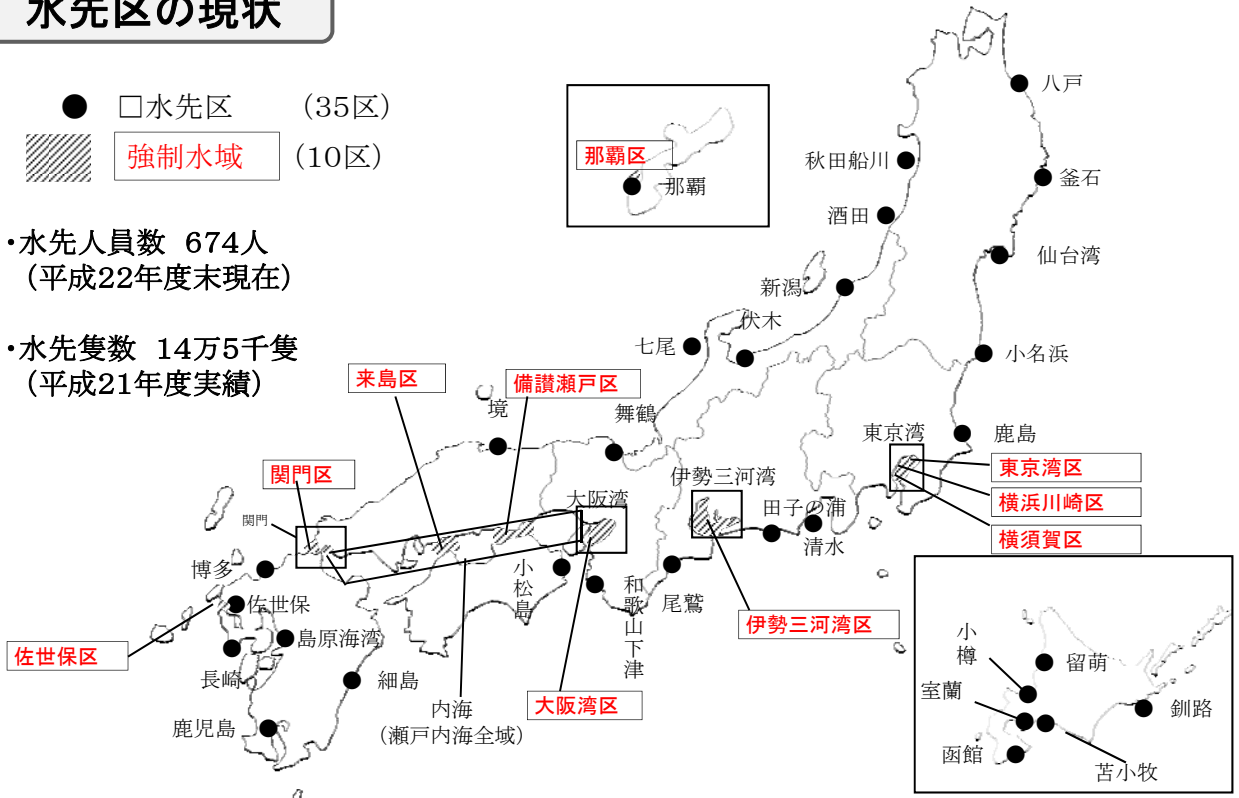
1. 水先区の現状

● □水先区 (35区)

▨ 強制水域 (10区)

・水先人員数 674人
(平成22年度末現在)

・水先隻数 14万5千隻
(平成21年度実績)



(備考 強制水先)

・全国で特に交通の難所とされる水域等10か所で、国土交通大臣の免許を有する水先人の乗船を義務付けている。

2. 新免許制度

1 級水先人

業務の範囲
制限なし

試験

養成課程
9月

大型船の船長経験者

海技免許: 3級海技士(航海)以上
必要履歴: 3,000総トン以上の船舶
で2年以上、船長として乗船

2 級水先人

業務の範囲
50,000総トンまでの船舶
(危険物積載船は20,000総トンまで)

試験

実務経験: 2年以上
養成課程: 3月

試験

養成課程
1年6月

中堅船舶職員

海技免許: 3級海技士(航海)以上
必要履歴: 3,000総トン以上の船舶
で2年以上、船長又は
一等航海士として乗船

3 級水先人

業務の範囲
20,000総トンまでの船舶
(危険物積載船は不可)

試験

実務経験: 2年以上
養成課程: 6月

試験

養成課程
2年6月

若年者(新規学卒者等)

海技免許: 3級海技士(航海)以上
必要履歴: 1,000総トン以上の船舶
で1年以上、航海士以上
又は実習生として乗船